

## 第4回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和5年9月5日提出

### I 件数 30件

【内訳】議案 27件 (条例関係7件、決算関係12件、補正予算関係6件、その他2件)

報告 3件 (一般会計継続費精算の報告、専決処分ほか)

### II 議案の要旨

#### ≪条例関係≫

#### 議案第60号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

##### 【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の森林環境税の導入に伴う規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

##### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

##### (1) 個人市民税関係

- ① 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備(第34条の9、第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6関係)

森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収するための規定を整備するもの。

※東日本大震災からの復興を図ることを目的とした復興特別税(均等割の加算額：1,000円)が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税(均等割の加算額：1,000円)が導入されるため、実質的な納付額の変更はなし。

- ② 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化(第36条の3の2関係)

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとするもの。

##### (2) 軽自動車税関係(附則第15条の2、附則第16条の2関係)

自動車メーカーの不正行為によって軽自動車税環境性能割等の納付不足額が発

生した場合において、当該自動車メーカーを納税義務者とみなして納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるもの。

- 2 施行日 令和6年1月1日。ただし、第36条の3の2の改正規定及び改正附則第2条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

<b>議案第61号</b>	<b>南相馬市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について</b>
---------------	--

**【趣旨】**

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に対応するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

1 改正の概要

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを使用した方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を使用した方法を可能とするため、必要な改正を行うもの（第12条の2関係）。

※多機能端末機（マルチコピー機）

本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行するなどの機能を有する機械をいう。

- 2 施行日 公布の日

<b>議案第62号</b>	<b>南相馬市保育園条例の一部を改正する条例制定について</b>
---------------	----------------------------------

**【趣旨】**

原町さくらい保育園を廃止するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

1 改正の概要

別表にある原町さくらい保育園の名称、位置及び入所定員を削る。

- 2 施行日 令和6年4月1日

## 議案第63号 南相馬市犯罪被害者等支援条例制定について

### 【趣旨】

犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するもの。

### 【主な内容】

#### 1 制定概要

定める項目	条	内 容
目的	第1条	犯罪被害者等支援を総合的に推進し、もって、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
基本理念	第3条	次の事項を基本理念とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。</li> <li>・犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。</li> <li>・犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。</li> <li>・市及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。</li> </ul>
役割	第4条 ～ 第6条	市、市民及び事業者の役割を規定
相談、支援	第7条 ～ 第14条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談及び情報提供の体制充実</li> <li>・市民及び事業者への啓発</li> <li>・各種支援の実施</li> </ul>
個人情報	第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の適切な管理</li> </ul>

#### 2 施行日 公布の日

**議案第64号 南相馬市小学校及び中学校条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

鹿島小学校・八沢小学校再編計画に基づき、鹿島小学校と八沢小学校を統合するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 改正の概要**

別表にある八沢小学校の名称及び位置を削る。

**2 施行日 令和6年4月1日**

**議案第65号 南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について**

**【趣旨】**

八沢幼稚園を廃止するため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】**

**1 改正の概要**

別表にある八沢幼稚園の名称及び位置を削る。

**2 施行日 令和6年4月1日**

## 議案第66号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

飯崎産業団地整備に伴い、小高西部運動場を廃止するため、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

別表第1にある小高西部運動場の名称及び位置並びに別表第3にある小高西部運動場の施設、区分、単位及び利用料金を削る。

#### 2 関係条例の改正

次の条例から小高西部運動場の項を削る。

- ① 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（別表）
- ② 南相馬市定住自立圏形成に係る公の施設の利用料金の特例に関する条例（第2条）

#### 3 施行日 令和5年10月1日

《決算関係》

- 議案第67号 令和4年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和4年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和4年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 令和4年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 令和4年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第72号 令和4年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第73号 令和4年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第74号 令和4年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第75号 令和4年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第76号 令和4年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第77号 令和4年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第78号 令和4年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第79号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第80号 令和5年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第81号 令和5年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第82号 令和5年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第83号 令和5年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第84号 令和5年度南相馬市病院事業会計補正予算について

## 《その他》

### 議案第85号 工事請負契約の締結について

#### 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

#### 【主な内容】

契約の目的	最終処分場嵩上げ工事
施工場所	南相馬市鹿島区塩崎字内ノ倉地内
契約の金額	185,900,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和6年3月15日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

#### 【予定価格】

予定価格	188,861,200円（消費税を含む。）
落札率	98.43%

#### 【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
庄司建設工業株式会社	169,000,000円		落札

#### 【工事概要】

土堰堤工 延長=125.1m

U型側溝 延長=53.0m

遮水工 面積=594.5 m<sup>2</sup>

雑工 一式



【施工場所位置図】



## 議案第86号 字の区域の変更について

### 【趣旨】

鹿島区真野地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

#### 2 今後の事務手続

令和5年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和6年 3月 換地処分公告（県）、換地処分登記申請（県）

#### 3 復興基盤総合整備事業について

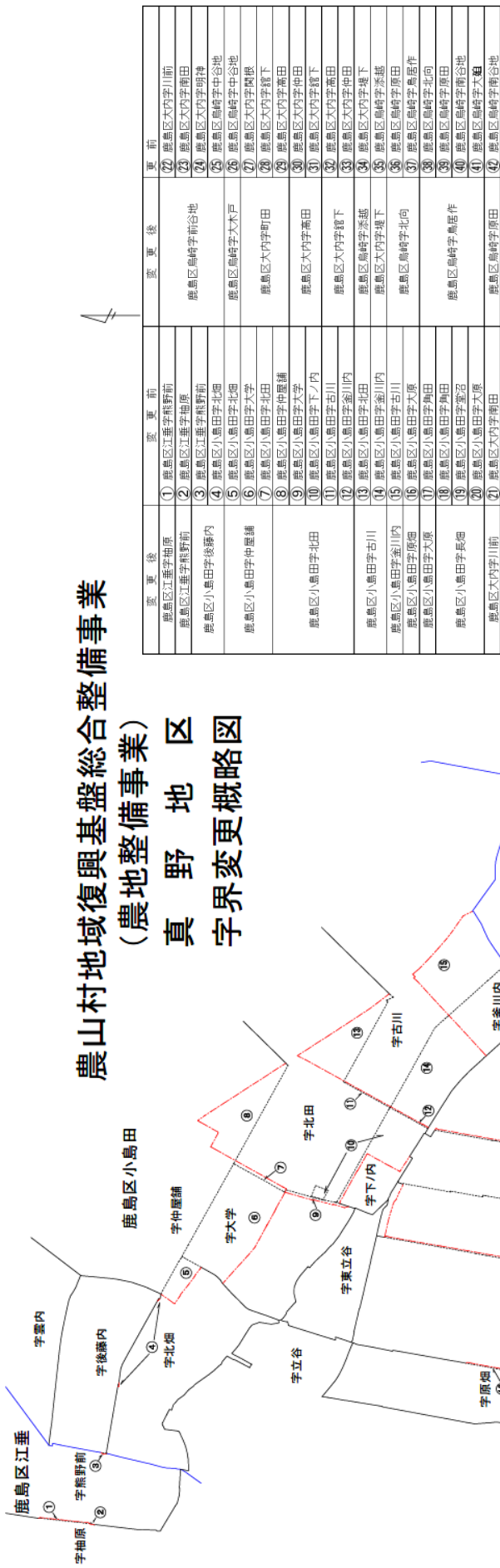
この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

#### 復興基盤総合整備事業（真野地区）の概要

受益面積	141.2ha
総事業費	5,476,816千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 141.2ha 道路工 22.34km 用水路工 18.85km 排水路工 17.41km
事業年度	平成25年度～令和5年度

# 農山村地域復興基盤総合整備事業

## (農地整備事業) 真野地区 字界変更概略図



変更後	変更前	変更後	変更前
鹿島区江垂字曲原	① 鹿島区江垂字熊野前		② 鹿島区内内字川前
鹿島区江垂字熊野前	② 鹿島区江垂字油原	鹿島区鳥崎字前谷地	③ 鹿島区内内字南田
鹿島区小島田字後藤内	③ 鹿島区江垂字熊野前		④ 鹿島区内内字明作
鹿島区小島田字北畑	④ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区鳥崎字中谷地	⑤ 鹿島区鳥崎字中谷地
鹿島区小島田字仲慶舗	⑤ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区大内字開根	⑥ 鹿島区大内字開根
	⑥ 鹿島区小島田字大原	鹿島区大内字高田	⑦ 鹿島区大内字高田
	⑦ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区大内字高田	⑧ 鹿島区大内字高田
	⑧ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区大内字高田	⑨ 鹿島区大内字高田
鹿島区小島田字北畑	⑨ 鹿島区小島田字下ノ内	鹿島区大内字高田	⑩ 鹿島区大内字高田
	⑩ 鹿島区小島田字下ノ内		⑪ 鹿島区大内字高田
	⑪ 鹿島区小島田字古川	鹿島区大内字高田	⑫ 鹿島区大内字高田
	⑫ 鹿島区小島田字金川内	鹿島区大内字高田	⑬ 鹿島区大内字高田
鹿島区小島田字金川内	⑬ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区鳥崎字添越	⑭ 鹿島区鳥崎字添越
鹿島区小島田字原田	⑭ 鹿島区小島田字金川内	鹿島区大内字堤下	⑮ 鹿島区大内字堤下
鹿島区小島田字大原	⑮ 鹿島区小島田字古川	鹿島区鳥崎字北向	⑯ 鹿島区鳥崎字北向
鹿島区小島田字長畑	⑯ 鹿島区小島田字大原	鹿島区鳥崎字鳥居作	⑰ 鹿島区鳥崎字鳥居作
鹿島区小島田字長畑	⑰ 鹿島区小島田字北畑	鹿島区鳥崎字原田	⑱ 鹿島区鳥崎字原田
	⑱ 鹿島区小島田字原田	鹿島区鳥崎字南田	⑲ 鹿島区鳥崎字南田
鹿島区大内字川前	⑲ 鹿島区小島田字大原		⑳ 鹿島区鳥崎字南田
	⑲ 鹿島区小島田字南田		㉑ 鹿島区鳥崎字南田
	⑳ 鹿島区大内字南田		㉒ 鹿島区鳥崎字南田

凡	例
-----	新大字界
- - - - -	新字界
.....	旧字界 (旧大字界)
———	無変更大字界
	無変更字界

## ≪ 報告 ≫

### 報告第 1 2 号 令和 4 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

#### 【趣旨】

令和 4 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

#### 【主な内容】

##### 継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
農地防災事業	2 ～ 4	664,204,000 円	641,657,500 円	22,546,500 円
過年発生公共災害復旧事業(農地農業用施設)(大井北外 4 地区)	元 ～ 4	3,010,524,000 円	2,691,489,900 円	319,034,100 円

**報告第13号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**【趣旨】**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

**【主な内容】**

**1 健全化判断比率**

(単位：%)

区 分	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.56	20.00
連結実質赤字比率	—	17.56	30.00
実質公債費比率	8.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

**2 資金不足比率**

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	20.00	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

## 報告第14号 専決処分の報告について

### 【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

### 【専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和5年7月6日専決】

#### 1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

#### 2 損害賠償の額

470,278円

うち保険等により補てんされる額

470,278円

市が自ら負担する額

0円

#### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和5年4月7日（金）午後1時28分頃、鹿島区小池字原畑地内の市道を走行中、住宅等があり見えづらい交差点を市公用車が西から東へ進むために進入する際、北から南へ直進してきた相手方の車両に気づき、ブレーキを踏んだが間に合わず、相手方の車両側面に接触した。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

#### 4 事故の種類

物損事故及び人身事故

